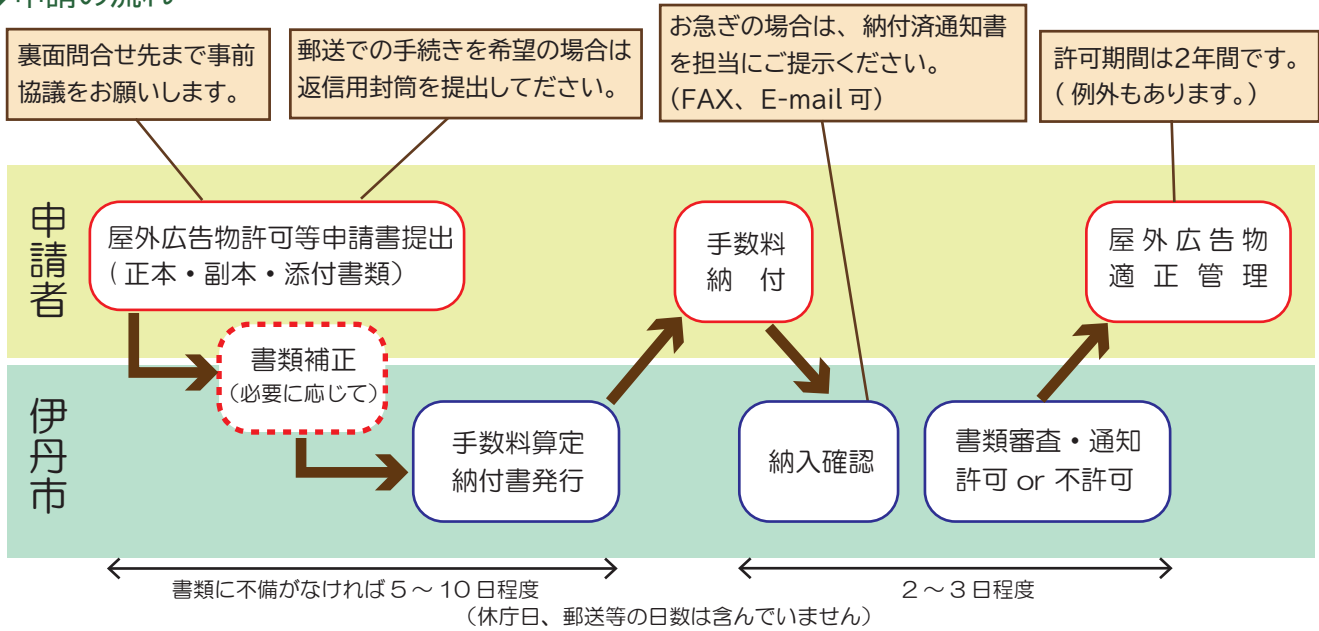


申請方法（新規）

◆申請の流れ



◆提出書類 (●: 必須 ○: 該当する場合のみ)

提出書類	様式名	備考
● ①屋外広告物許可等申請書 (正本・副本)	様式第1号	
● ②別紙	別紙	
○ ③屋外広告物自己点検結果報告書	様式第2号	未申請の既設広告物がある場合は必要です
○ ④安全点検結果報告書※1	別記様式	屋外広告物の安全点検実施要綱に該当する場合のみ
○ ⑤委任状 (要: 委任者の印鑑)	(任意)	手続きを委任する場合のみ (3か月以内に作成したもの)
● ⑥付近見取り図		主要道路、公共施設等の記入のあるもの
● ⑦カラー写真		3か月以内に撮影したもの
○ ⑧土地・物件使用の承諾書 (写し)	(任意)	自己所有・管理以外の土地、物件に掲示する場合のみ
○ ⑨返信用封筒※2		郵送での手続きを希望する場合のみ (封筒に切手を貼付したもの)
● ⑩兵庫県屋外広告業者登録証 (写し)		登録がない場合は、兵庫県都市政策課で登録してください
●		<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物等の形状、材料および構造に関する仕様書及び構造図 ・ 広告物の色彩および意匠ならびに表示面積を明らかにした模写図 (建築物を利用する場合は、上記にあわせ、次の書類も必要です。) ・ 立面図 (広告物等の位置、面積、壁面面積、高さ等がわかるもの) ・ 断面図、配置図 (広告物の設置位置がわかるもの) ・ 既存広告物等の模写図、カラー写真

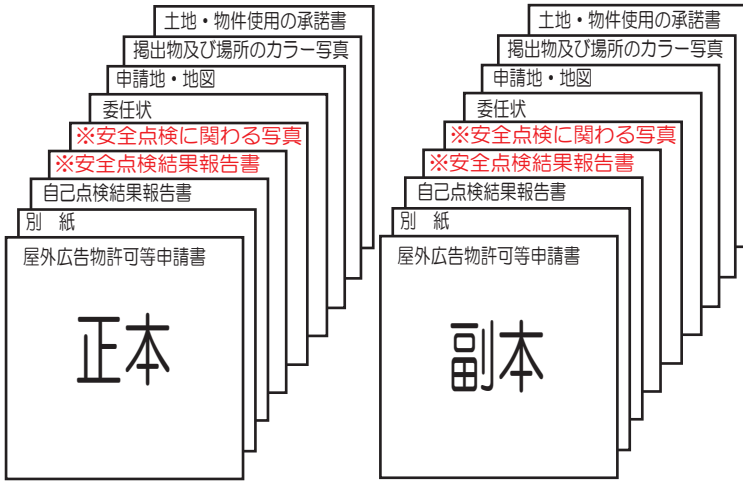
※1 既存の広告物の基礎や支持部をそのまま使用し、表示面を取り替えた場合等には必要な場合があります。また、「④安全点検結果報告書」は、対象広告物等ごとに必要です。有資格者による安全点検を実施してください。

※2 返信用封筒 (宛名記載)

- ・ 納付書返送用 長形3号封筒推奨 110円切手貼付
- ・ 副本・屋外広告物許可証返送用 角形2号封筒推奨 180円切手貼付 (重量によっては270円以上)

書類作成方法は、裏面を参照。

◆書類作成方法 (図の並び順で提出してください) ※安全点検結果報告書は、該当の場合のみ。対象広告物ごとに作成



- 屋外広告物を撤去し、新規設置された場合は、「屋外広告物除却（滅失）届」
 - 自己所有・管理以外の土地や物件に広告物を掲示する場合は、土地・物件使用の承諾書 を提出してください。
- 市ホームページで様式のダウンロードも可能です。
- 伊丹市 屋外広告物許可等申請書 で検索してください。

様式第1号 (第2案関係) 正本 (副本)

屋外広告物許可等申請書

伊丹市長 様

申請者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話 電子メール

屋外広告物条例の規定により、次のとおり許可(許可の期限の更新)を申請します。

表示・設置場所	伊丹市
表示・設置場所が許可地域等であるもの	屋上を利用するもの 壁面を利用するもの 壁面より突出するもの 自己の敷地内に建築するもの 自己の敷地外に建築するもの(一般的なもの/遺構・案内図板等(特定区域内(特定区域外)) 柱を利用するもの 街灯を利用するもの ハス停留所構架を利用するもの 消火栓建築を利用するもの アーチを利用するもの アーチを利用するもの 自動車に表示するもの 垣又は塀を利用するもの 広告幕 アドバルーン 広告旗 圓筒板 その他
表示・設置場所が禁止地域等であるもの	自家用広告物等 遺構・案内図板等 案内誘導のためのもの 自動車に表示するもの 指定道路区域等から視認できないもの

広告物の規模	縦(m)	横(m)	面数	合計面積(m ²)	数量

広告物の区分	はり紙	はりれ	看板	広告板によるもの	広告地によるもの	アーチによるもの
表示・設置期間	年 月 日 から 年 月 日					

管理者又は管理予定者 住所 〒 氏名 担当部署 電話 () -

※ 正・副本の※欄と許可状況は記入しないでください。

備考 1 所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。
2 はり紙、はりれ、アドバルーン、立看板、広告旗にあっては、別紙を提出する必要はありません。
3 ※印のある欄は、記入しないでください。

申請書を作成した日

住所を記載。住居表示が不明な場合は地番でも可。表示がわかり次第変更してください。

該当する種類に○をする。

広告物の規模が枠内に記入できない場合は、「別紙」と記入後、任意で書類を作成し添付して下さい。

管理者は、県内に住所を有する者の住所を記載して下さい。(店舗の住所・店長等でも可)

広告物の数が多い等の理由で記入出来ない場合は、該当の欄に「別紙」と記入し、図面などに示して下さい。

チェックリスト (特に注意いただきたいこと)

- 日付の記入が必要な欄は、すべて記入しましたか
- 正本・副本それぞれに書類を添付しましたか (添付書類は2部必要です)
- 現状写真は3か月以内に撮影されたものですか
- 委任状(必要な方のみ)に、委任者の印鑑はありますか
- 返信用封筒(郵送希望者のみ)に
 - 宛先(委任の場合は受任者)を記入しましたか
 - 切手を貼付しましたか
 - 2枚(納付書用、許可証用)ありますか
- 安全点検結果報告書(必要な方のみ)は、広告物ごとに作成しましたか

別紙

許可地域等に係る用途地域の種別	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域	第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
禁止地域等の種別	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 商業地域 準工業地域 工業地域 その他()	
指定道路等からの距離	第一種住居地域 準住居地域 商業地域 準工業地域 工業地域 100m以内	
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は準住居地域の境界線からの距離		100m以内
屋上を利用する広告物等の表示面積の制限	建築物の高さ(A) m 広告物等の高さの制限(A×1/5) m 広告物等の高さ m 壁面面積(A) m ² 表示面積の制限(A×1/5) m ² 広告物等の無表示面積 m ² 全回の表示面積 m ²	
広告物等の上端の地上からの高さ		100m超
設置場所の制限		
案内誘導のための広告物等の設置場所	施設等から	
交通信号機又は路切からの距離	交通信号機	
色 彩	色 数 色 使用する色の彩のマンセル値 使用する文字、図柄等の彩のマンセル値 彩度の高い色の色数	
ネオンサイン等	地色への彩度の高い色の使用割合 1/2超 1/2以下 無 ネオンサイン等の使用 有 無 ネオン管の露出しているネオンサインの使用 有 無 LEDサインの使用 有 無	
自家用広告物等の表示面積の合計等	建築物の高さ・動静・経路の変化 急速 急速でない m ² 広告物等の表示面積(A) m ² 全回の表示面積(B) m ² 表示面積の合計(A+B) m ²	
1建築物における総表示面積の制限	建築物の壁面合計面積(A) m ² 壁面面積の制限(A×1/2) m ² 広告物等の表示面積 m ² 全回の表示面積 m ²	
同一敷地内に設置する自家用広告物等以外の広告物等の表示面積		m ²
他法令による許可、届出等	要 不要 法令名 年 月 日 第 号	
工事施工者	住所 〒 氏名 電話 () -	
広告業登録者	住所 〒 氏名 電話 () -	
工事施工者と屋外広告業登録番号を必ず記入してください。		

必要箇所は、すべて記入してください。

事前協議をしてください

兵庫県屋外広告物条例の基準に従わずに広告物を設置してしまうと、是正が必要となり、撤去などの対象になってしまいます。それを防止するために、計画案が出来次第、**余裕のあるスケジュール**で、下記担当と協議をしてください。

電子メールでも受け付けています。(図面、写真はPDFデータにして送ってください。)

問合せ先

伊丹市役所 都市活力部 都市計画課 都市景観担当
〒664-8503
伊丹市千僧1丁目1番地(4階 N-100窓口)
TEL: 072-744-2262
FAX: 072-784-8048
電子メール: toshikeikaku@city.itami.lg.jp